

織金胸背獅子紅一匹

暗細花緑一匹 素青一匹

素緑一匹 素藍一匹

宣徳三年（一四二八）十月十三日

1-43-06

山南王他魯每より礼部あて、進貢の事、附搭貨の事の咨

（一四二八、一一、一三）

琉球国山南王他魯每、進貢等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行まきに開坐し移咨すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、進貢の事。今、使者歩馬結制等①を遣わし、表文一通を齎②捧し、及び永字号海船一隻を駕して馬二十四・硫黄三千斤を装載し、京に赴き進貢せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有の附搭の蘇木は、煩為こいねが乞わくは抽を免じ価鈔を給還するを賜わんことを。遠人をして利便なるを得しむるに庶からん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

宣徳三年（一四二八）十二月十三日

咨

注\*この入貢については『明実録』宣徳四年十月癸巳・十一月庚戌の

条に記事がある。

(1) 歩馬結制 宣徳から正統年間にかけて、しばしば中山王使を勤めた。(一六〇三) および、その注(7)を参照のこと。

(2) 永字号海船 (一六〇三)(一六一七)などに、中山王の遣船に用いられている永字号海船に同じか。

1-43-07

行在礼部より山南王他魯每あて、大統曆を給賜する咨

（一四二九、一一、一一）

琉球国山南王他魯每、進貢の事の為にす。

宣徳五年（一四三〇）六月二十七日、行在礼部の咨を准く。曆②日の事の為にす。

欽依して宣徳五年の大統曆一百本を頒賜し、琉球国山南王に与うるあり。欽遵して本国そのの遣来せる使者歩馬結制等に給付し、收領して回還せしむる外、理として合に移咨して知会すべし。欽遵して領受して施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計 琉球国山南王に給賜する大統曆一百本 黄綾面一本

右、琉球国山南王に咨す

宣徳四年（一四二九）十一月十一日